

議案第四十六号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十八年六月十九日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

第一条 杉並区特別区税条例（昭和三十九年杉並区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第十九条第一項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の六を乗じて得た金額とする。

第二十条を次のように改める。

（調整控除）

第二十条 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

一 当該納税義務者の前条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）

が二百万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の三に相当する金額

イ 五万円に、当該納税義務者が法第三百十四条の六第一号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ 当該納税義務者の合計課税所得金額

二 当該納税義務者の合計課税所得金額が二百万円を超える場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（当該金額が五万円を下回る場合には、五万円とする。）の百分の三に相当する金額

イ 五万円に、当該納税義務者が法第三百十四条の六第一号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ 当該納税義務者の合計課税所得金額から二百万円を控除した金額

第二十一条中「第十九条及び第二十条」を「前二条」に改める。

第二十一条の二第一項中「場合」には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の六十八「を」場合には、「当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の三」に改め、「（法第三十七条の三の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除しきれなかつた金額があるときは、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の六十八を乗じて得た金額に当該控除しきれなかつた金額を加えた金額）」を削り、

「第十九条から前条まで」を「前三条」に改め、同条第二項中「控除しきれなかつた」を「控除することができなかつた」に、「前項の納税義務者」を「同項の納税義務者」に、「当該者」を「当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の都民税若しくは区民税に充当し、若しくは当該納税義務者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第三十七条の三の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第一項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。

第二十四条第一項ただし書中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改め、同条第四項及び第五項中「または」を「又は」に改め、同条第六項中「又は第三項」を「若しくは第三項」に、「又は公的年金等」を「若しくは公的年金等」に、「かかる」を「係る」に、「される者」を「されるもの又は同条第四項ただし書の規定により給与所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるもの」に改める。

第三十七条の四を次のように改める。

（分離課税に係る所得割の税率）

第三十七条の四 分離課税に係る所得割の税率は、百分の六とする。

第五十一条中「二千七百四十三円」を「三千六十四円」に改める。

附則第二条の三第三項中「前条」を「前三条」に、「前条並びに」を「前三条及び」に改める。

附則第三条第一項中「附則第四条第四項第一号」を「附則第四条第一項第一号」に、
「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段及び第三項第二号」を「附則
第三十四条第四項後段及び第六項第二号」に改め、同項ただし書中「本項」を「この
項」に改め、同条第三項中「附則第四条第四項第二号」を「附則第四条第一項第二号」
に、「以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。」（本項の規定により前年
前において控除されたものを除く）を「この項の規定により前年において控除された
ものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という」に、「その提出期
限までに提出した場合（区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該
申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出した場
合を含む。）」を「提出した場合」に、「本項において同じ」を「この項において同
じ」に、「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段」を「附則第三十四
条第四項後段」に改め、同条第五項第一号中「または雑損失」を「又は雑損失の金額」
に、「雑損失又は」を「雑損失の金額又は」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡
損失の金額」に改める。

附則第三条の二第一項中「附則第四条の二第四項第一号」を「附則第四条の二第一項
第一号」に、「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段及び第三項第二
号」を「附則第三十四条第四項後段及び第六項第二号」に改め、同項ただし書中「本
項」を「この項」に改め、同条第三項中「附則第四条の二第四項第二号」を「附則第四
条の二第一項第二号」に、「以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。」

（本項の規定により前年前において控除されたものを除く）を「この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という」に、「その提出期限までに提出した場合（区長においてやむを得ない事情がある）と認める場合には、当該申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。」を「提出した場合」に、「本項において同じ」を「この項において同じ」に、「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段」を「附則第三十四条第四項後段」に改め、同条第五項第一号中「または雑損失」を「又は雑損失の金額」に、「雑損失又は」を「雑損失の金額又は」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。

附則第三条の二の二第一項中「附則第四条の三第三項により準用される同条第一項」を「附則第四条の三第四項」に改め、同条第二項中「第四十八条の七第一項において準用する令第七条の十三第一項」を「第四十八条の六第一項」に改める。

附則第三条の三第一項中「（利息の配当を除く。）」を削り、同条第二項中「前条」を「前三条」に、「前条並びに」を「前三条及び」に改める。

附則第三条の四を次のように改める。

第三条の四 削除

附則第三条の四の次に次の一条を加える。

（区民税の住宅借入金等特別税額控除）

第三条の五 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の区民税に限り、所得割

の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第五条の四第六項に規定するところにより控除すべき額（第三項において「区民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第十九条及び第二十条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第三条の四第一項」とする。

3 第一項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び区民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、区長に提出した場合（法附則第五条の四第九項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

附則第四条第二項中「及び附則第三条の三の規定にかかわらず」を、「附則第三条の三第一項及び前条第一項の規定にかかわらず」に改め、同項第一号中「百分の一」を「百分の〇・九」に改め、同項第二号中「及び附則第三条の三の規定による」を、「附則第三条の三第一項及び前条第一項の規定により」に改め、同条第三項中「前条」を「前三条」に、「前条並びに」を「前三条及び」に改める。

附則第五条を次のように改める。

(区民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)

第五条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第三十七条の三及び第三十七条の四の規定を適用して計算した金額からその十分の一に相当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の八及び第三十七条の十四第一項の規定の適用については、これらの規定中「第三十七条の四」とあるのは、「第三十七条の四並びに附則第五条第一項」とする。

附則第六条の二第一項中「平成十五年七月一日」を「平成十八年七月一日」に、「二千九百七十七円」を「三千二百九十八円」に改め、同条第二項中「平成十五年七月一日」を「平成十八年七月一日」に、「千四百十二円」を「千五百六十四円」に改める。

附則第九条第一項中「の土地」を「の土地等」に、「附則第三十三条の三第一項」を「附則第三十三条の三第五項」に改め、同項第一号中「規定により」の下に「読み替え」を加え、「百分の九」を「百分の七・二」に改め、同条第二項中「附則第三十三条の三第二項」を「附則第三十三条の三第六項」に改め、同条第三項第二号中「第二十一条、第二十一条の二第一項及び附則第三条の三第一項」を「第二十条から第二十一条の二第一項まで、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第九条第一項」を「並びに附則第九条第一項」に改め、同項第四号中「及び」を「並びに」に改め、同項第五号を削り、同条第四項中「附則第三十三条の

三第四項」を「附則第三十三條の三第八項」に改める。

附則第十條第一項中「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の三・四」を「百分の三」に改め、同條第二項中「計算した所得税法」を「計算した同法」に、「附則第三十五條第五項において準用する同條第一項後段」を「附則第三十五條第五項後段」に改め、同條第三項第二号中「第二十一條、第二十一條の二第一項及び附則第三條の三第一項」を「第二十條から第二十一條の二第一項まで、附則第三條の三第一項及び附則第三條の五第一項」に、「規定中「場合の」を「規定中「」に、「あるのは「場合の」を「あるのは、「」に、「及び附則第十條第一項」を「並びに附則第十條第一項」に改め、同項第四号中「及び」を「並びに」に改め、同項第五号を削る。

附則第十一條第一項中「本條」を「この條」に、「附則第三十四條の二第一項」を「附則第三十四條の二第四項」に改め、同項第一号中「百分の二・七」を「百分の二・四」に改め、同項第二号イを次のように改める。

イ 四十八万円

附則第十一條第一項第二号口中「百分の三・四」を「百分の三」に改め、同條第二項中「附則第三十四條の二第二項」を「附則第三十四條の二第五項」に、「本項」を「この項」に、「附則第三十四條の二第七項」を「附則第三十四條の二第九項」に改め、同條第三項中「第三十七條の九の二又は第三十七條の九の三」を「又は第三十七條の九の二から第三十七條の九の四まで」に改める。

附則第十一條の二第一項第一号中「百分の二・七」を「百分の二・四」に改め、同項

第二号イを次のように改める。

イ 百四十四万円

附則第十一条の二第一項第二号口中「百分の三・四」を「百分の三」に改める。

附則第十二条第一項中「第五項において準用する附則第十条第三項第一号」を「第五項第一号」に改め、「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の六」を「百分の五・四」に改め、同条第二項中「計算した所得税法」を「計算した同法」に、「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段」を「附則第三十四条第四項後段」に改め、同条第三項中「附則第三十五条第三項」を「附則第三十五条第七項」に、「百分の六」を「百分の五・四」に、「百分の三・四」を「百分の三」に改め、同条第四項中「附則第三十五条第三項」を「附則第三十五条第七項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第十八条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

二 第二十条から第二十一条の二第一項まで、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

三 第二十二条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」

と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

四 附則第二条の三の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

附則第十三条第一項中「附則第十八条第一項」を「附則第十八条第六項」に、「以下この項及び次項並びに」を「当該区民税の所得割の納税義務者が法第二十三条第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第十六条第六項の規定により同条第五項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項及び」に、「第四項第一号」を「第二項第一号」に改め、「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の三・四」を「百分の三」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項の規定の適用がある場合」を「前項の規定の適用がある場合」に改め、同項第二号中「第二十一条、第二十一条の二第一項及び附則第三条の三第一項」を「第二十条から第二十一条の二第一項まで、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第十三条第一項」を「並びに附則第十三条第一項」に改め、「と、第二十一条の二第一項中「同条第六項」とあるのは「附則第十三条第三項」を削り、

同項第四号中「及び」を「並びに」に改め、同項第五号を削り、同項を同条第二項とする。

附則第十三条の二第一項中「発生したことは当該特定管理株式の譲渡」の下に「（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「附則第十八条の二第一項」を「附則第十八条の二第五項」に、「本条例」を「この条例」に改め、同条第二項中「、次条及び附則第十三条の四」を削り、「附則第十八条の二第三項」を「附則第十八条の二第六項」に、「株式等」を「同法第三十七条の十第二項に規定する株式等」に改め、同条第三項中「附則第十八条の二第四項」を「附則第十八条の二第七項」に改める。

附則第十三条の三中「附則第十八条の三第一項から第三項まで」を「附則第十八条の三第五項から第七項まで」に、「同条第四項第一号」を「同条第二項第一号」に、「百分の二」を「百分の一・八」に改める。

附則第十三条の四中「附則第三十五条の二第一項」を「附則第三十五条の二第六項」に、「附則第三十五条の二の四第一項及び第二項」を「附則第三十五条の二の四第四項及び第五項」に改める。

附則第十三条の五第一項中「附則第三十五条の二の六第二項」を「附則第三十五条の二の六第八項」に、「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「から第三項まで」を削り、「附則第十三条第一項及び附則第十三条の三中」を

「附則第十三条第一項中」に、「あるのは」を「あるのは」に、「金額。」を「金額とし、」と、附則第十三条の三中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第十三条の五第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」に改める。

附則第十四条第一項中「本条」を「この条」に、「附則第三十五条の三第一項」を「附則第三十五条の三第十一項」に、「附則第十八条の六第一項」を「附則第十八条の六第二十二項」に改め、同条第三項中「附則第三十五条の三第四項」を「附則第三十五条の三第十四項」に、「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第四項中「から第三項まで」を削り、「附則第十三条第一項及び附則第十三条の三中」を「附則第十三条第一項中」に、「あるのは」を「あるのは」に、「金額。」を「金額とし、」と、附則第十三条の三中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第十四条第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」に改め、同条第七項中「附則第十八条の六第十三項」を「附則第十八条の六第三十五項」に、「附則第十八条の六第十四項」を「附則第十八条の六第三十六項」に改める。

附則第十四条の二第一項中「本項」を「この項」に改め、「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の三・四」を「百分の三」に改め、同条第二項第二号中「第二十一条、第二十一条の二第一項及び附則第三条の三第一項」を「第二十条から第二十条の二第一項まで、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第十四条の二第一項」を「並びに附則第十四条の二第一項」に改め、同項第四号中「及び」を「並びに」に改め、同項第五号を削る。

附則第十四条の三第一項中「附則第三十五条の四の二第二項」を「附則第三十五条の四の二第八項」に、「本項」を「この項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例）

第十四条の四 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第一号の規定により読み替えられた第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から同法第三条の二の二第一項に規定する限度税率（第三項において「限度税率」という。）を控除して得た率に五分の三を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第十八条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十四条の四第一項に規定する条約適用利子等の額」とする。

二 第二十一条、第二十一条の二第一項及び附則第三条の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額並

びに附則第十四条の四第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

三 第二十二条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第十四条の四第一項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第三条の二第十六項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第十八項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第二十二項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第二十四項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

四 附則第二条の三の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十四条の四第一項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の四第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

五 附則第十五条第四項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは、「除く。」の額並びに附則第十四条の四第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分

し、その前年中の同法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第五項第一号の規定により読み替えられた第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五（平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の三）の税率から限度税率を控除して得た率に百分の六十八（同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の二）を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第三条の二の二第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三・四（同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の二）の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第二十四条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第十八条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十四条の四第三項に規定する条約適用配当等の額」とする。

二 第二十一条、第二十一条の二第一項及び附則第三条の三第一項の規定の適用につ

いては、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十一条の二第一項中「第十六条第四項」とあるのは「附則第十四条の四第四項」とする。

三 第二十二條の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第十四条の四第三項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第三条の二第二十項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

四 附則第二条の三の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十四条の四第三項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額」とする。

五 附則第十五条第四項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは、「除く。」の額並びに附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額」とする。

6 租税条約実施特例法第三条の二の二第一項の規定の適用がある場合（第三項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第二十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「又は同条第六項」とあるのは「若しくは附則第十四条の四第三項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の

翌年の四月一日の属する年度分の第二十四条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第一項の規定及び法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は第十六条第六項」と、「法第三十七条の三」とあるのは「租税条約実施特例法第三条の二の二第九項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の三」とする。

附則第十五条を削る。

別表を削る。

第二条 杉並区特別区税条例の一部を次のように改正する。

附則第十四条の四第二項第二号中「第二十一条、第二十一条の二第一項及び附則第三条の三第一項」を「第二十条から第二十一条の二第一項まで、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項」に改め、「場合の」を削り、同項第五号を削り、同条第三項中「百分の六十八（同日までに支払を受けるべきものにあつては、三分の二）」を「五

分の三」に、「百分の三・四」を「百分の三」に、「百分の二」を「百分の一・八」に改め、同条第五項第二号中「第二十一条、第二十一条の二第一項及び附則第三条の三第一項」を「第二十条から第二十一条の二第一項まで、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項」に改め、「場合の」を削り、同項第五号を削り、同条第六項中「第二十一条の二第一項」を「第二十一条の二」に、「同項」を「同条第一項」に改め、「第十六条第六項」と、「」の下に「同条第三項中」を加える。

附 則

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中杉並区特別区税条例第五十一条の改正規定及び同条例附則第六条の二の改正規定並びに附則第四条の規定 平成十八年七月一日

二 第一条中杉並区特別区税条例第二十四条第六項及び第三十七条の四の改正規定、同条例附則第五条の改正規定及び同条例別表を削る改正規定並びに次条第二項の規定 平成十九年一月一日

三 第一条中杉並区特別区税条例第十九条第一項、第二十条及び第二十一条の改正規定、同条例第二十一条の二の改正規定（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の六十八」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の三」に改める部分を除く。）、同条例附則第二条の三第三項及び附則第三条から第三条の三までの改正規定、同条例附則第三条の四の次に一条を加える改正規定、

同条例附則第四条及び第九条から第十四条の三までの改正規定、同条例附則第十五条を削る改正規定並びに第二条中杉並区特別区税条例附則第十四条の四第二項、第五項及び第六項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第三条及び第五条の規定 平成十九年四月一日

四 第一条中杉並区特別区税条例第十八条及び第二十四条第一項の改正規定並びに次条第三項及び第四項の規定 平成二十年一月一日

五 第一条中杉並区特別区税条例第二十一条の二の改正規定（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の六十八」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の三」に改める部分に限る。）、「同条例附則第三条の四の改正規定及び第二条中杉並区特別区税条例附則第十四条の四第三項の改正規定並びに次条第五項の規定 平成二十年四月一日

第二条 第一条の規定による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）第十九条第一項及び第二十条並びに附則第四条第二項、第十条第一項、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条第一項及び第三項、第十三条第一項、第十三条の三並びに第十四条の二第一項の規定は、平成十九年度以後の年度分の区民税について適用し、平成十八年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中分離課税に係る所得割（新条例第三十七条の二の規定によつて課する所得割をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）に関する部分は、平成十九年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新条例第三十七条の二に規定する退職手当等

をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。この場合において、平成十九年一月一日から同年三月三十一日までに支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、杉並区特別区税条例附則第十五条第三項の規定は、適用しない。

3 新条例第十八条の規定は、平成二十年度以後の年度分の区民税について適用し、平成十九年度分までの区民税については、なお従前の例による。

4 所得割の納税義務者が、平成十九年以後の各年において、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）附則第十一条第五項一号に規定する旧長期損害保険料を支払った場合には、新条例第十八条の規定により控除すべき地震保険料控除額は、同条の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同条の規定を適用する。

5 新条例第二十一条の二及び第二条の規定による改正後の杉並区特別区税条例附則第十四条の四第三項の規定は、平成二十年度以後の年度分の区民税について適用し、平成十九年度分までの区民税については、なお従前の例による。

第三条 平成十九年度分の区民税に限り、当該区民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の区民税に係る新条例第十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が、新条例第二十条第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超え、かつ、

当該納税義務者の平成二十年度分の区民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第十条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第十二条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第十三条第一項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、新条例附則第十四条の二第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、新条例附則第十四条の四第一項に規定する条約適用利子等の額（同条第二項第一号の規定により読み替えて適用される新条例第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び新条例附則第十四条の四第三項に規定する条約適用配当等の額（同条第五項第一号の規定により読み替えて適用される新条例第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額が、新条例第二十条第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超えないものについては、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）を、新条例中所得割に関する部分（新条例第二十一条の二の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額する。

一 当該納税義務者の平成十九年度分の新条例第十九条の規定による所得割の額から新条例第二十条の規定による控除額を控除した金額

二 当該納税義務者の平成十九年度分の区民税に係る新条例第十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき第一条の規定による改正前の杉並区特別区税条例附則第十五条第三項の規定により読み替えられた同条例第十九条第一項の規定を適用して計算した所得割の額

2 杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成十七年杉並区条例第十九号）附則第二條第六項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「零とする。」とあるのは「零とする。」の三分の二に相当する金額」と、「新条例中所得割に関する部分（新条例第二十一條の二の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額」とあるのは「杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成十七年杉並区条例第十九号）附則第二條第六項の規定による所得割の額」とする。

3 第一項の規定は、同項に規定する区民税の所得割の納税義務者から、平成二十年七月一日から同月三十一日（同月一日以後において同項の規定の適用を受けることとなつた者については、当該適用を受けることとなつた日から一月を経過した日の前日）までの間に、区長に対して、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用する。

4 区長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納税義務者につき第一項の規定を適用することができる。

5 区長は、第一項の規定により所得割の額を減額した場合において、既に徴収された所得割の額、新条例第二十一條の二第一項の規定により控除された金額及び同條第二項の規定により区民税に充当された金額の合計額が当該減額後の所得割の額を超えるときは、遅滞なく、当該超えることとなる金額に相当する金額を還付する。

6 区長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納税義務者につき未納に係る徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、当該還付すべき金額をこれに充当する。

7 区長は、第一項の規定の適用を受けようとする旨の申告があつた場合においては、当該申告をした者に対し、同項の規定による減額（以下この項において「特例減額」という。）をした場合にあつては、その旨（第五項又は前項の規定による還付又は充当をした場合にあつては、その旨を含む。）を、特例減額をしない場合にあつては、その旨を、遅滞なく、通知する。

8 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第六条の十四第一項の規定は、第六項の規定による充当について準用する。

第四条 平成十八年七月一日（次項及び第三項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであつた特別区たばこ税（以下「たばこ税」という。）については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（同法第四百六十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第四十八条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第六項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第五百二十六条第一項

の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者にたばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ税を課する。

一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき三百二十一円

二 新条例附則第六条の二第二項に規定する紙巻たばこ 千本につき百五十二円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年総務省令第六十号）別記第二号様式による申告書を指定日から起算して一月以内に区長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成十九年一月四日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第六項において「施行規則」という。）第三十四号の二の五様式による納付書によって納付しなければならない。

5 第二項の規定によりたばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するものの

ほか、新条例第八条、第五十条第二項、第五十二条の三第四項及び第五項並びに第五十条の規定を適用する。この場合において、新条例第五十条第二項中「前項」とあるのは「杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成十八年杉並区条例第 号。以下この節において「平成十八年改正条例」という。）附則第四条第二項」と、新条例第五十二条の三第四項中「施行規則第三十四号の二様式又は第三十四号の二の二様式」とあるのは「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年総務省令第六十号）別記第二号様式」と、同条第五項中「第一項又は第二項」とあるのは「平成十八年改正条例附則第四条第四項」と、新条例第五十三条第二項中「第五十二条の三第一項又は第二項」とあるのは「平成十八年改正条例附則第四条第四項」と読み替えるものとする。

6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、新条例第五十二条の四の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第五十二条の三第一項から第三項までの規定により区長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

第五条 杉並区特別区税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第二条第六項中「第十九条から前条まで」を「前三条」に改める。

（提案理由）

所得割の税率を改定する等の必要がある。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第一条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新 条 例

旧 条 例

（所得控除）

第十八条 所得割の納税義務者が法第三百十四条の二第一項の各号のいずれか又は同条第二項に掲げる者に該当する場合においては、同条第一項から第十二項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（所得控除）

第十八条 所得割の納税義務者が法第三百十四条の二第一項の各号のいずれか又は同条第二項に掲げる者に該当する場合においては、同条第一項から第十二項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（所得割の税率）

（所得割の税率）

第十九条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の六を乗じて得た金額とする。

第十九条 所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分により課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額と、同表の上欄に掲げる金額の区分により課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

二百万円以下の金額	百分の三
二百万円を超える金額	百分の八
七百万円を超える金額	百分の十二

2 略
 (調整控除)
 第二十条 所得割の納税義務者については、

2 略
 (変動所得または臨時所得がある場合の税額の計算)

その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

一 当該納税義務者の前条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が二百万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の三に相当する金額

イ 五百万円に、当該納税義務者が法第三百十四条の六第一号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ 当該納税義務者の合計課税所得金額

二 当該納税義務者の合計課税所得金額が二百万円を超える場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（当該金額が五百万円を下回る場合には、五万

第二十条 前年において、法第三百十四条の四に規定する変動所得（以下本条において「変動所得」という。）の金額（前年前二年内に生じた変動所得の金額があるときは、前年の変動所得の金額が、前年前二年内に生じた変動所得の金額の合計額の二分の一を超える場合の変動所得の金額に限る。）及び同条に規定する臨時所得（以下本条において「臨時所得」という。）の金額の合計額が総所得金額の百分の二十以上である場合において、第二十四条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達されるときまでに提出されたものを含む。）に変動所得及び臨時所得に関する事項の記載があるとき（当該申告書の提出がなかつた場合または当該申告書に当該事項の記載がなかつた場合において、その提出がなかつたことまたはその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると区長が認めるときを

円とする。)の百分の三に相当する金額
イ 五万円に、当該納税義務者が法第三
百十四条の六第一号イの表の上欄に掲
げる者に該当する場合においては、当
該納税義務者に係る同表の下欄に掲げ
る金額を合算した金額を加算した金額
ロ 当該納税義務者の合計課税所得金額
から二百万円を控除した金額

(外国税額控除)

第二十一条 所得割の納税義務者が、外国の
所得税等を課された場合においては、法第
三百十四条の七及び地方税法施行令(昭和
二十五年政令第二百四十五号。以下「令」
という。)第四十八条の九の二に規定する
ところにより控除すべき額を、前二条
の規定を適用した場合の所得割
の額から控除する。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
第二十一条の二 所得割の納税義務者が、第
十六条第四項の申告書に記載した特定配当

含む。)は、当該総所得金額に対する所得
割の額は、前条の規定によつて計算した金
額によらず、所得税法第九十条の規定の例
によつて計算した金額による。

(外国税額控除)

第二十一条 所得割の納税義務者が、外国の
所得税等を課された場合においては、法第
三百十四条の七及び地方税法施行令(昭和
二十五年政令第二百四十五号。以下「令」
という。)第四十八条の九の二に規定する
ところにより控除すべき額を、第十九条及
び第二十条の規定を適用した場合の所得割
の額から控除する。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
第二十一条の二 所得割の納税義務者が、第
十六条第四項の申告書に記載した特定配当

等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課された場合又は同条第六項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について法第二章第一節第六款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の三を乗じて得た金額

を、前三条

の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができな

等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課された場合又は同条第六項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について法第二章第一節第六款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の六十八を乗じて得た金額（法第三十七条の三の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除しきれなかつた金額があるときは、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の六十八を乗じて得た金額に当該控除しきれなかつた金額を加えた金額）を、第十九条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除しきれなかつた

かつた金額があるときは、当該控除すること
とができなかつた金額は、令第四十八条の
九の三から第四十八条の九の六までに定め
るところにより、同項の納税義務者に対し
その控除することができなかつた金額を還
付し、又は当該納税義務者の同項の申告書
に係る年度分の個人の都民税若しくは区民
税に充当し、若しくは当該納税義務者の未
納に係る徴収金に充当する。

3 | 法第三十七条の三の規定により控除され
るべき額で同条の所得割の額から控除する
ことができなかつた金額があるときは、当
該控除することができなかつた金額を第一
項の規定により控除されるべき額で同項の
所得割の額から控除することができなかつ
た金額とみなして、前項の規定を適用す
る。

(区民税の申告)

第二十四条 第十条第一号の者は、三月十五
日までに、規則で定める申告書を区長に提

金額があるときは、当該控除しきれ
なかつた金額は、令第四十八条の
九の三から第四十八条の九の六までに定め
るところにより、前項の納税義務者に対し
その控除しきれなかつた金額を還
付し、又は当該者

の未
納に係る徴収金に充当する。

(区民税の申告)

第二十四条 第十条第一号の者は、三月十五
日までに、規則で定める申告書を区長に提

出しなければならぬ。ただし、法第三百十七條の六第一項又は第四項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第四十八條の九の七に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第三百十四條の二第五項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額若しくは寄附金控除額の控除、法第三百十三條第八項に規定する純損失の金額の控除若しくは同條第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けよ

出しなければならぬ。ただし、法第三百十七條の六第一項又は第四項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第四十八條の九の七に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第三百十四條の二第五項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額若しくは寄附金控除額の控除、法第三百十三條第八項に規定する純損失の金額の控除若しくは同條第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けよ

うとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第十一条第二項に規定する者（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第二条の二第一項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 及び 3 略

4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第一項又は前項の規定によつて第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額、医療費控除額若しくは寄附金控除額の控除、法第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除又は同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとする場合において、三月十五日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならぬ。

うとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第十一条第二項に規定する者（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第二条の二第一項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 及び 3 略

4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第一項又は前項の規定によつて第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額、医療費控除額若しくは寄附金控除額の控除、法第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除または同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとする場合において、三月十五日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならぬ。

5 第一項ただし書に規定する者（第三項の規定によつて第一項の申告書を提出する義務を有する者は除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合において、三月十五日までに、第一項の申告書を区長に提出することができる。

6 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第十条第一号の者のうち所得税法第二百二十六条第一項若しくは第三項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第四項ただし書の規定により給与所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 略

（分離課税に係る所得割の税率）

第三十七条の四 分離課税に係る所得割の税率は、百分の六とする。

5 第一項ただし書に規定する者（第三項の規定によつて第一項の申告書を提出する義務を有する者は除く。）は、前年中において純損失または雑損失の金額がある場合において、三月十五日までに、第一項の申告書を区長に提出することができる。

6 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第十条第一号の者のうち所得税法第二百二十六条第一項又は第三項の規定により前年の給与所得又は公的年金等に係る所得にかかる源泉徴収票を交付される者

に、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 略

（分離課税に係る所得割の税率）

第三十七条の四 分離課税に係る所得割の額は、前条第一項の退職所得の金額を次の表

の上欄に掲げる金額の区分により区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額とする。

二百万円以下の金額	百分の三
二百万円を超える金額	百分の八
七百万円を超える金額	百分の十二

(たばこ税の税率)

第五十一条 たばこ税の税率は、千本につき
二千七百四十三円とする。

附 則

(区民税の所得割の非課税の範囲等)

第二条の三 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における第二十一条の二第一項の規定の適用について

(たばこ税の税率)

第五十一条 たばこ税の税率は、千本につき
三千六十四円とする。

附 則

(区民税の所得割の非課税の範囲等)

第二条の三 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における第二十一条の二第一項の規定の適用について

2
略

は、同項中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第二条の三第二項」とする。
 （居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）
 第三条 所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度分の区民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第四条第一項第一号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額（以下第三項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第三十四条第四項後段及び第六項第二号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2
略

は、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二条の三第二項」とする。
 （居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）
 第三条 所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度分の区民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第四条第四項第一号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額（以下第三項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段及び第三項第二号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

3

所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた法附則第四条第一項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、当該納税義務者が前年十二月三十一日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一条の五第七項第一号に規定する買換資産に係る同項第四号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について前項の申告書を提出した場合は

であつて、その後の年度分の区民税について連続して通算

3

所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた法附則第四条第四項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額（以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。）（本項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該納税義務者が前年十二月三十一日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一条の五第七項第一号に規定する買換資産に係る同項第四号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について前項の申告書を提出した期限までに提出した場合（区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）であつて、その後の年度分の区民税について連続して通算

後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第五項第一号の規定により読み替えて適用される同条第五項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第三十四条第四

項後段 の規定

にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の区民税に係る附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度の区民税の所得割については、この限りでない。

後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第五項第一号の規定により読み替えて適用される同条第五項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第三十四条第四

項において準用する同条第一項後段の規定

にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の区民税に係る附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度の区民税の所得割については、この限りでない。

4 略

5 第三項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- 一 第二十四条第五項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第三条第三項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第一項の申告書」とあるのは「第一項の申告書又は同条第三項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した規則で定める申告書」とする。

二 略

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第三条の二 所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度分の区民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第四条の二第一項第一号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下第三項までにおいて

4 略

5 第三項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- 一 第二十四条第五項の規定の適用については、同項中「純損失または雑損失」とあるのは「純損失若しくは雑損失又は附則第三条第三項に規定する通算後譲渡損失」と、「第一項の申告書」とあるのは「第一項の申告書又は同条第三項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した規則で定める申告書」とする。

二 略

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第三条の二 所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度分の区民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第四条の二第四項第一号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下第三項までにおいて

「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第三十四条第四項後段及び第六項第二号

の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 略

3 所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた法附則第四条の二第一項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について前項の申告書を提出した場合

「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第三十四条第四項において準用する同条第一

項後段及び第三項第二号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 略

3 所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた法附則第四条の二第四項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額（以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。）（本項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場

あつて、その後の年度分の区民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第五項第一号の規定により読み替えて適用される同条第五項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第三十四条第四項後段

の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の区民税に係る附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の

合（区長においてやむを得ない事情がある）と認める場合には、当該申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）であつて、その後の年度分の区民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第五項第一号の規定により読み替えて適用される同条第五項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の区民税に係る附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の

例)

金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度分の区民税の所得割については、この限りでない。

4 略

5 第三項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十四条第五項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第三条の二第三項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第一項の申告書」とあるのは「第一項の申告書又は同条第三項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した規則で定める申告書」とする。

二 略

(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特

金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度分の区民税の所得割については、この限りでない。

4 略

5 第三項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十四条第五項の規定の適用については、同項中「純損失または雑損失」とあるのは「純損失若しくは雑損失又は附則第三条の二第三項に規定する通算後譲渡損失」と、「第一項の申告書」とあるのは「第一項の申告書又は同条第三項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した規則で定める申告書」とする。

二 略

(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特

例)

第三条の二の二 所得割の納税義務者の選択により、法附則第四条の三第四項

に規定する阪神・淡路

大震災により受けた損失の金額については、平成六年において生じた法第三百十四条の二第一項第一号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第十八条の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成八年度以後の年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、平成七年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第十八条の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第四十八条の六第一項

に規定する親族

第三条の二の二 所得割の納税義務者の選択により、法附則第四条の三第三項により準

用される同条第一項に規定する阪神・淡路

大震災により受けた損失の金額については、平成六年において生じた法第三百十四条の二第一項第一号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第十八条の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成八年度以後の年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、平成七年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第十八条の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第四十八条の七第一項において準用する令第七条の十三第一項に規定する親族

に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成八年度以後の年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、平成七年において生じなかつたものとみなす。

3 略

(区民税の配当控除)

第三条の三 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、法附則第五条第三項に規定する配当所得
があるときは、当分の間、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第十九条及び第二十条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第三条の三第一項」とする。

第三条の四 削除

に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成八年度以後の年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、平成七年において生じなかつたものとみなす。

3 略

(区民税の配当控除)

第三条の三 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、法附則第五条第三項に規定する配当所得(利息の配当を除く。)
があるときは、当分の間、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第十九条及び第二十条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第三条の三第一項」とする。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の特例)

（区民税の住宅借入金等特別税額控除）

第三条の五 平成二十年度から平成二十八年
度までの各年度分の区民税に限り、所得割
の納税義務者が前年分の所得税につき租税
特別措置法第四十一条又は第四十一条の二
の二の規定の適用を受けた場合（同法第四
十一条第一項に規定する居住年が平成十一
年から平成十八年までの各年である場合に
限る。）においては、法附則第五条の四第
六項に規定するところにより控除すべき額
（第三項において「区民税の住宅借入金等
特別税額控除額」という。）を、当該納税
義務者の第十九条及び第二十条の規定を適
用した場合の所得割の額から控除する。

2 | 前項の規定の適用がある場合における第

第三条の四 平成十七年度から平成二十年度
までの各年度分の区民税に係る第二十一条
の二第一項の規定の適用については、同項
中「百分の六十八」とあるのは、「三分の
二」とする。

二十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第三条の四第一項」とする。

3 | 第一項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び区民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を、区長に提出した場合（法附則第五条の四第九項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

（肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）

第四条 略

2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特

（肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）

第四条 略

2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特

別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第二十四条第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第十六条から第二十一条まで、附則第三条の三第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

- 一 租税特別措置法第二十五条第二項第一号に規定する売却価額の合計額に百分の〇・九を乗じて計算した金額

二 租税特別措置法第二十五条第二項第一

別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第二十四条第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第十六条から第二十一条まで及び附則第三条の三の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

- 一 租税特別措置法第二十五条第二項第一号に規定する売却価額の合計額に百分の〇・九を乗じて計算した金額

二 租税特別措置法第二十五条第二項第一

号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第十六条から第二十条まで、附則第三条の三第一項及び前条第一項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 前項の規定の適用がある場合における第二十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第四条第二項」とする。

(区民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)

第五条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第三十七条の三及び第三十七条の規定を適用して計算した金額からその十分の一に相当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の八及び第三十七条の十四第一項の規定の適用については、これらの規定中

号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第十六条から第二十条まで及び附則第三条の三の規定による計算した所得割の額に相当する金額

3 前項の規定の適用がある場合における第二十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第四条第二項」とする。

(区民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)

第五条 第三十七条の四の規定の適用については、当分の間、同条中「合計額」とあるのは「合計額からその十分の一に相当する金額を控除して得た金額」とする。

2 第三十七条の八第一項又は第二項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号又は第二項中「その支払う退職手当等の金額について第三十七条の三及び第三

「第三十七条の四」とあるのは、「第三十七
七条の四並びに附則第五条第一項」とす
る。

十七条の四の規定を適用して計算した税
額」とあるのは「その支払う退職手当等の
金額から退職所得控除額を控除した残額に
応じ、附則第五条第一項の規定を適用して
算定される第三十七条の四の金額の範囲内
で定める別表に掲げる税額」と、同条第一
項第二号中「その支払済みの他の退職手当
等の金額とその支払う退職手当等の金額と
の合計額について第三十七条の三及び第三
十七条の四の規定を適用して計算した税
額」とあるのは「その支払済みの他の退職
手当等の金額とその支払う退職手当等の金
額との合計額から退職所得控除額を控除し
た残額に応ずる別表に掲げる税額を求め、
その税額」とする。

3 | 第三十七条の十四第一項の規定の適用に
ついては、当分の間、同項中「その年中に
おける退職手当等の金額において第三十七
条の三及び第三十七条の四の規定を適用し
て計算した税額」とあるのは「その年中に

(たばこ税の税率の特例)

第六条の二 平成十八年七月一日以後に第四十八条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、第五十一条の規定にかかわらず、当分の間、千本につき三千二百九十八円とする。

2 平成十八年七月一日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第二条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)第一条第一項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第五十一条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千五百六十四円とする。

おける退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に^額応ずる別表に掲げる税額とする。

(たばこ税の税率の特例)

第六条の二 平成十五年七月一日以後に第四十八条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、第五十一条の規定にかかわらず、当分の間、千本につき二千九百七十七円とする。

2 平成十五年七月一日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第二条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)第一条第一項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第五十一条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千四百十二円とする。

3 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)

第九条 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十八条の四第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額(法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する区民税の所得割を課する。

- 一 土地等に係る事業所得等の金額(第三項第一号の規定により読み替えて適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」

3 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)

第九条 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十八条の四第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額(法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する区民税の所得割を課する。

- 一 土地等に係る事業所得等の金額(第三項第一号の規定により適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」

という。)の百分の七・二に相当する金額

二 略

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第三十三条の三第六項に規定するものについては、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条の二第一項まで、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

三 略

四 附則第二条の三の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第九条

という。)の百分の九に相当する金額

二 略

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第三十三条の三第二項に規定するものについては、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十一条、第二十一条の二第一項及び附則第三条の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額及び附則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

三 略

四 附則第二条の三の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第九条

第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第三十三条の三第八項に規定するものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)
第十条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分

第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

五 附則第十五条第四項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第三十三条の三第四項に規定するものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)
第十条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分

し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第三項第一号の規定により読み替えて適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の百分の三に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第三十三条第三項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡

し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第三項第一号の規定により適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の百分の三・四に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した所得税法第三十三条第三項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡

所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第三十五条第五項後段

の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条の二第一項まで、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

三 略

四 附則第二条の三の規定の適用について

所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第三十五条第五項において準用する同条

第一項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十一条、第二十一条の二第一項及び附則第三条の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額及び附則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

三 略

四 附則第二条の三の規定の適用について

は、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第十一条 昭和六十三年年度から平成二十一年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地

は、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

五 附則第十五条第四項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第十一条 昭和六十三年年度から平成二十一年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地

等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第四項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 課税長期譲渡所得金額が二千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二・四に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 四十八万円

等をいう。以下本条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下本条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下本条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 課税長期譲渡所得金額が二千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二・七に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 五十四万円

口 当該課税長期譲渡所得金額から二千万円を控除した金額の百分の三に相当する金額

2 前項の規定は、昭和六十三年年度から平成二十一年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第三十四条の二第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第三十四条の二第九項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

口 当該課税長期譲渡所得金額から二千万円を控除した金額の百分の三・四に相当する金額

2 前項の規定は、昭和六十三年年度から平成二十一年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第三十四条の二第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下本項において同じ。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第三十四条の二第七項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三條から第三十三條の四まで、第三十四條から第三十五條まで、第三十六條の二、第三十六條の五から第三十七條まで、第三十七條の四から第三十七條の七まで又は第三十七條の九の二から第三十七條の九の四までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第十一條の二 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一條の三第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第十條第一項の規定により当該譲渡所得に係る課

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三條から第三十三條の四まで、第三十四條から第三十五條まで、第三十六條の二、第三十六條の五から第三十七條まで、第三十七條の四から第三十七條の七まで、第三十七條の九の二又は第三十七條の九の三の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第十一條の二 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一條の三第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第十條第一項の規定により当該譲渡所得に係る課

税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 課税長期譲渡所得金額が六千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二・四に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が六千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 百四十四万円

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から六千万円を控除した金額の百分の三に相当する金額

2 略

(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十二条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得(同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第十六条

税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 課税長期譲渡所得金額が六千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二・七に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が六千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 百六十二万円

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から六千万円を控除した金額の百分の三・四に相当する金額

2 略

(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十二条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得(同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第十六条

及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第五項第一号の規定により読み替えて適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の五・四に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の

及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第五項において準用する附則第十条第三項第一号の規定により適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の六に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の

例により計算した同法 第三十三条第三
 項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡
 所得の特別控除額の控除をしないで計算し
 たところによる。）をいい、附則第十条第
 一項に規定する長期譲渡所得の金額の計算
 上生じた損失の金額があるときは、法附則
 第三十四条第四項後段
 の規定にかかわらず、当該計算し
 た金額を限度として当該損失の金額を控除
 した後の金額をいう。

3 第一項に規定する譲渡所得で法附則第三
 十五条第七項に規定するものに係る第一項
 の規定の適用については、同項中「百分の
 五・四」とあるのは、「百分の三」とす
 る。

4 第一項の場合において、同項に規定する
 課税短期譲渡所得金額のうち法附則第三
 十五条第七項に規定する譲渡所得に係る部
 分の金額とその他の部分の金額とがあると
 きは、これらの金額を区分してそのそれぞ

例により計算した所得税法第三十三条第三
 項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡
 所得の特別控除額の控除をしないで計算し
 たところによる。）をいい、附則第十条第
 一項に規定する長期譲渡所得の金額の計算
 上生じた損失の金額があるときは、法附則
 第三十四条第四項において準用する同条第
 一項後段の規定にかかわらず、当該計算し
 た金額を限度として当該損失の金額を控除
 した後の金額をいう。

3 第一項に規定する譲渡所得で法附則第三
 十五条第三項に規定するものに係る第一項
 の規定の適用については、同項中「百分の
 六」とあるのは「百分の三・四」とす
 る。

4 第一項の場合において、同項に規定する
 課税短期譲渡所得金額のうち法附則第三
 十五条第三項に規定する譲渡所得に係る部
 分の金額とその他の部分の金額とがあると
 きは、これらの金額を区分してそのそれぞ

れにつき第一項の計算を行うものとする。

5 | 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 | 第十八条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

二 | 第二十条から第二十一条の二第一項まで、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

三 | 第二十二条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特

れにつき第一項の計算を行うものとする。

5 | 附則第十条第三項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「附則第十条第一項」とあるのは「附則第十二条第一項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第三十一条第一項」とあるのは「第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

別措置法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

四 附則第二条の三の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第十三条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第十八条第六項に定めるところ

(株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第十三条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第十八条第一項に定めるところ

るにより計算した金額（当該区民税の所得割の納税義務者が法第二十三条第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第十六条第六項の規定により同条第五項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項及び附則第十三条の三において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第二項第一号の規定により読み替えて適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

るにより計算した金額（以下この項及び次項並びに

附則第十三条の三において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第四項第一号の規定により適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三・四に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 | 法第二十三条第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び

2 |

前項の規定の適用がある場合には、次

4 |

第一項の規定の適用がない。

第一項の規定の適用がある場合には、次

3 |

次項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る株式等譲渡所得等の金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第二十四条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条の二第一項まで、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」

とする。

三 略

四 附則第二条の三の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十三条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

に定めるところによる。

一 略

二 第二十一条、第二十一条の二第一項及び附則第三条の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額及び附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十一条の二第一項中「同条第六項」とあるのは「附則第十三条第三項」とする。

三 略

四 附則第二条の三の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十三条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

（特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第十三条の二 区民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額と

五 附則第十五条第四項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

（特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第十三条の二 区民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡

をしたことと、当該損失の金額と

して令附則第十八条の二第五項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

2 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理口座（その者が二以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第十八条の二第二項で定めるものを含む。以下この項

においては同じ。）をした場合には、令附則第十八条の二第六項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第三十七条の十第二項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡

して令附則第十八条の二第一項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他の本条例の規定を適用する。

2 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理口座（その者が二以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第十八条の二第二項で定めるものを含む。以下この項、次条及び附則第十三条の四において同じ。）をした場合

には、令附則第十八条の二第三項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等

の譲渡による事業所得の金額、譲渡

所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第一項の規定は、令附則第十八条の二第七項で定めるところにより、第一項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例）

第十三条の三 平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第

所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第一項の規定は、令附則第十八条の二第四項で定めるところにより、第一項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例）

第十三条の三 平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第

三十七条の十一第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、附則第十三条第一項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第十八条の三五項から第七項までに定めるところにより計算した金額（以下この条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する区民税の所得割の額は、附則第十三条第一項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同条第二項第一号の規定により適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一・八に相当する額とする。

（特定口座を有する場合の区民税の所得計算の特例）

第十三条の四 区民税の所得割の納税義務者

三十七条の十一第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、附則第十三条第一項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第十八条の三第一項から第三項までに定めるところにより計算した金額（以下この条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する区民税の所得割の額は、附則第十三条第一項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同条第四項第一号の規定により適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する額とする。

（特定口座を有する場合の区民税の所得計算の特例）

第十三条の四 区民税の所得割の納税義務者

が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座を有する場合における法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第三十五条の二の四第四項及び第五項に定めるところにより行うものとする。

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)

第十三条の五 所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の二の六第八項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書(第三項において準

が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座を有する場合における法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第三十五条の二の四第一項及び第二項に定めるところにより行うものとする。

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)

第十三条の五 所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下本条において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書(第三項において準

用する同条第五項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の区民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第十三条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2

前項の規定の適用がある場合における附則第十三条第一項及び附則第十三条の三の規定の適用については、附

則第十三条第一項中

「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（附則第十三条の五第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金

用する同条第五項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）を提出した場合（区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の区民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第十三条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2

前項の規定の適用がある場合における附則第十三条第一項から第三項まで及び附則第十三条の三の規定の適用については、附

則第十三条第一項及び附則第十三条の三中

「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（附則第十三条の五第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金

法第三十七条の十三の二第一項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第三十五条の三第十一項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

2 略

3 所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の三第十四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の

法第三十七条の十三の二第一項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第三十五条の三第一項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

2 略

3 所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の三第四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（本項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下本条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の

4 前項の規定の適用がある場合における附則第十三条第一項及び附則

金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（第五項において準用する同条第五項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の区民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第十三条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における附則第十三条第一項から第三項まで及び附則

金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（第五項において準用する同条第五項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）を提出した場合（区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の区民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第十三条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

第十三条の三の規定の適用については、附則第十三条第一項中

「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第十四条第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」と、附則第十三条の三中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第十四条第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

5 及び 6 略

7 特定株式を平成十二年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（法附則第三十五条の三第八項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであつて、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第十八条の六第三十五項に定める期

第十三条の三の規定の適用については、附則第十三条第一項及び附則第十三条の三中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（附則第十四条第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」

とする。

5 及び 6 略

7 特定株式を平成十二年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（法附則第三十五条の三第八項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであつて、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第十八条の六第十三項に定める期

間が三年を超える場合に限る。) をした場
 合における附則第十三条第一項の規定の適
 用については、当該譲渡による同項に規定
 する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当
 該特定株式の譲渡による当該株式等に係る
 譲渡所得等の金額として令附則第十八条の
 六第三十六項に定めるところにより計算し
 た金額の二分の一に相当する金額とする。

8 略

(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課
 税の特例)

第十四条の二 当分の間、所得割の納税義務
 者が前年中に租税特別措置法第四十一条の
 十四第一項に規定する事業所得又は雑所得
 を有する場合には、当該事業所得及び雑所
 得については、第十六条及び第十九条の規
 定にかかわらず、他の所得と区分し、前年
 中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額
 として令附則第十八条の七に定めるところ
 により計算した金額(以下この項において

間が三年を超える場合に限る。) をした場
 合における附則第十三条第一項の規定の適
 用については、当該譲渡による同項に規定
 する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当
 該特定株式の譲渡による当該株式等に係る
 譲渡所得等の金額として令附則第十八条の
 六第十四項に定めるところにより計算し
 た金額の二分の一に相当する金額とする。

8 略

(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課
 税の特例)

第十四条の二 当分の間、所得割の納税義務
 者が前年中に租税特別措置法第四十一条の
 十四第一項に規定する事業所得又は雑所得
 を有する場合には、当該事業所得及び雑所
 得については、第十六条及び第十九条の規
 定にかかわらず、他の所得と区分し、前年
 中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額
 として令附則第十八条の七に定めるところ
 により計算した金額(以下本項において

「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第一号の規定により読み替えて適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条の二第一項まで、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

三 略

四 附則第二条の三の規定の適用について

「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第一号の規定により適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三・四に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十一条、第二十一条の二第一項及び附則第三条の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額及び附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

三 略

四 附則第二条の三の規定の適用について

は、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十四条の二第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第十四条の三 所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の四の二第八項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。以下この項において「先物取引の差金等決

は、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十四条の二第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

五 附則第十五条第四項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは、「除く。」の額並びに附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第十四条の三 所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の四の二第二項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額（本項の規定により前年において控除されたものを除く。以下本項において「先物取引の差金等決

済に係る損失の金額」という。)は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書(第三項において準用する同条第五項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の区民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

済に係る損失の金額」という。)は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書(第三項において準用する同条第五項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)を提出した場合(区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の区民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2
4
略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る
区民税の課税の特例)

第十四条の四 所得割の納税義務者が支払を
受けるべき租税条約の実施に伴う所得税
法、法人税法及び地方税法の特例等に関す
る法律(昭和四十四年法律第四十六号。以
下「租税条約実施特例法」という。)第三
条の二の二第十項に規定する条約適用利子
等については、第十六条及び第十九条の規
定にかかわらず、他の所得と区分し、その
前年中の同項に規定する条約適用利子等の
額(以下この項において「条約適用利子等
の額」という。)に対し、条約適用利子等
の額(次項第一号の規定により読み替えら
れた第十八条の規定の適用がある場合に
は、その適用後の金額)に百分の五の税率
から同法第三条の二の二第一項に規定する
限度税率(第三項において「限度税率」と
いう。)を控除して得た率に五分の三を乗

2
4
略

じて得た率（当該納税義務者が同条第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 | 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 | 第十八条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十四条の四第一項に規定する条約適用利子等の額」とする。

二 | 第二十一条、第二十一条の二第一項及び附則第三条の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額並びに附則第十四条の四第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

三 | 第二十二条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は附則第十四条の四第一項に規定する条約適用利子

等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第三条の二第六項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第十八項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第二十二項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第二十四項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

四 附則第二条の三の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十四条の四第一項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の四第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

五 附則第十五条第四項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とある

のは、「除く。」の額並びに附則第十四条の四第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第五項第一号の規定により読み替えられた第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五（平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の三）の税率から限度税率

を控除して得た率に百分の六十八（同日までに支払を受けるべきものにあつては、三分の二）を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第三条の二の二第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三・四（同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の二）の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

4 | 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第二十四条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第十八条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十四条の四第三項に規定する条約適用配当等の額」とする。

二 第二十一条、第二十一条の二第一項及び附則第三条の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十一条の二第一項中「第十六条第四項」とあるのは「附則第十四条の四第四項」とする。

三 第二十二条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第十四条の四第三項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」

とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第三条の二第二十項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

四 附則第二条の三の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十四条の四第三項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額」とする。

五 附則第十五条第四項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは、「除く。」の額並びに附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額」とする。

6 租税条約実施特例法第三条の二の二第一項の規定の適用がある場合（第三項後段の規定の適用がある場合を除く。）における

第二十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「又は同条第六項」とあるのは「若しくは附則第十四条の四第三項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第二十四条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭

和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第一項の規定及び法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は第十六条第六項」と、「法第三十七条の三」とあるのは「租税条約実施特例法第三条の二の二第九項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の三」とする。

（区民税の負担軽減に係る特例）

第十五条 法附則第四十条第一項に規定する抜本的な見直しを行うまでの間、次項から第四項までに定めるところにより、区民税の特例措置を講ずる。

2 | 第十八条の規定の適用については、同条中「第十二項まで」とあるのは、「第十二項まで及び法附則第四十条第二項から第四項まで」とする。

3 | 平成十一年度以後の各年度分の区民税に係る第十九条第一項及び第三十七条の四並びに別表の規定の適用については、第十九

条第一項の表及び第三十七条の四の表中「百分の十二」とあるのは「百分の十一」、別表中「5.4%を兼じて算出した金額から342,000円を控除した金額」とあるのは「4.5%を兼じて算出した金額から216,000円を控除した金額」とする。

4 | 平成十一年度以後の各年度分の区民税について、法附則第四十条第八項及び第九項に規定するところにより控除すべき区民税に係る定率による税額控除の額を、第十九条及び第二十条の規定を適用した場合の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から控除する。この場合における第二十条の二第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第十五条第四項」とする。

第二条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新

条

例

旧

条

例

3

所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第五項第一号の規定により読み替えられた第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五（平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の三）の税率から限度税率を控除して得た率に五分の三

割の額」とする。

3

所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第五項第一号の規定により読み替えられた第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五（平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の三）の税率から限度税率を控除して得た率に百分の六十八（同日までに支払を受けるべきものにあつては、三

を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第三条の二の二第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三（同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の一・八）の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

4 略

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条の二第一項まで、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十一条の二第一項中「第十六条第四項」とあるのは「附則第十四条の四第四項」とする。

三及び四 略

分の二）を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第三条の二の二第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三・四（同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の二）の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

4 略

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十一条、第二十一条の二第一項及び附則第三条の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十一条の二第一項中「第十六条第四項」とあるのは「附則第十四条の四第四項」とする。

三及び四 略

6

租税条約実施特例法第三条の二の二第一項の規定の適用がある場合（第三項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第二十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「又は同条第六項」とあるのは「若しくは附則第十四条の四第三項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第二十四条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第二十五条第一項の規定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配

6

五 附則第十五条第四項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは、「除く。」の額並びに附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額」とする。

租税条約実施特例法第三条の二の二第一項の規定の適用がある場合（第三項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第二十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「又は同条第六項」とあるのは「若しくは附則第十四条の四第三項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第二十四条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第二十五条第一項の規定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配

新	条	例	旧	条	例
附則第五条による改正（杉並区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）	<p>当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第一項の規定及び法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は第十六条第六項」と、同条第三項中「法第三十七条の三」とあるのは「租税条約実施特例法第三条の二の二第九項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の三」とする。</p>	<p>当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第一項の規定及び法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は第十六条第六項」と、同条第三項中「法第三十七条の三」とあるのは「租税条約実施特例法第三条の二の二第九項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の三」とする。</p>			

附 則

第二 条 略

2 5 略

6 区は、平成十九年度分の区民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつたものの所得割（新条例第十一条第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第二十一条の二第一項を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の一に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第二十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「前三条」
「とあるのは、」杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成十七年杉並区

附 則

第二 条 略

2 5 略

6 区は、平成十九年度分の区民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつたものの所得割（新条例第十一条第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第二十一条の二第一項を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の一に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第二十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「第十九条から前条まで」
「とあるのは、」杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成十七年杉並区

7
〈
9
略

る。 条例第十九号) 附則第二条第六項」とす

7
〈
9
略

る。 条例第十九号) 附則第二条第六項」とす

杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係									
特別区民税	<p>1 地震保険料控除の創設</p> <p>損害保険料控除を改組し、地震等による損害により生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等による損害の部分の保険料又は掛金の2分の1(25,000円を限度とする。)を総所得金額等から控除する。 (区税条例第18条・地方税法第314条の2)</p>	平成20年1月1日	平成20年度分から適用。ただし、平成19年以後の各年において、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る損害保険料を支払った場合には、従前の損害保険料控除の規定を適用する。									
	<p>2 所得割の税率の改正等</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得割の税率の改正等 <p>所得税から住民税への税源移譲により、所得割の税率を次のとおり改めるとともに、退職所得に係る区民税の特別徴収税額表を廃止する。</p> <table border="1" data-bbox="220 1193 1018 1352"> <thead> <tr> <th>適用課税所得</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3%</td> <td rowspan="3">6%</td> </tr> <tr> <td>200万円を超える金額</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(区税条例第19条、第37条の4、附則第15条及び別表・地方税法第314条の3、第328条の3、附則第40条及び別表第2)</p>	適用課税所得	現行	改正案	200万円以下の金額	3%	6%	200万円を超える金額	8%	700万円を超える金額	10%	平成19年4月1日。ただし、退職所得の分離課税に係る所得割の税率の改正及び特別徴収税額表の廃止に関する規定は、平成19年1月1日から施行する。
適用課税所得	現行	改正案										
200万円以下の金額	3%	6%										
200万円を超える金額	8%											
700万円を超える金額	10%											
	<ul style="list-style-type: none"> 変動所得及び臨時所得の平均課税方式の廃止 <p>所得割の税率が超過累進税率から一律の税率に改められることに伴い、超過累進税率を前提とした規定である変動所得又は臨時所得がある場合の平均課税方式を、平成18年度をもって廃止する。 (改正前の区税条例第20条・改正前の地方税法第314条の4)</p>	平成19年4月1日	_____									

税目	改正内容	施行日	適用関係
特	<ul style="list-style-type: none"> 分離課税等に係る所得割の税率等の改正 所得割の税率が、区民税が6%に、都民税が4%に改められたことに伴い、区と都の税率割合が6対4に変更になることから、長期譲渡所得等に係る所得割の税率等についても当該割合にあわせ、別紙のとおり改正する。 	平成19年4月1日。ただし、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する改正規定は、平成20年4月1日から施行する。	平成19年度分から適用。ただし、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する規定については、平成20年度分から適用する。
別 区 民 税	<p>3 税源移譲に伴う所要の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 調整控除の創設 所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、所得割から次の額を控除する。 (1) 区民税の課税所得金額が200万円以下の者と のいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額 人的控除額の差額の合計額 区民税の課税所得金額 (2) 区民税の課税所得金額が200万円を超える者 人的控除額の差額の合計額から、課税所得金額から200万円を控除した金額を控除した金額(5万円を下回る場合には、5万円)につき、100分の3に相当する金額 $\{ \text{人的控除額の差額の合計額} - (\text{課税所得金額} - 200 \text{万円}) \} \times 3\%$ (改正後の区税条例第20条・改正後の地方税法第314条の6) 	平成19年4月1日	平成19年度分から適用
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅借入金等特別税額控除の創設 所得税における住宅借入金等特別税額控除額等によって算出した一定の金額につき、その5分の3に相当する金額を所得割の額から控除するものとする。 (改正後の区税条例附則第3条の5・改正後の地方税法附則第5条の4) 	平成19年4月1日	平成20年度分から平成28年度分まで適用

税目	改正内容	施行日	適用関係									
特別区 民 税	<p>4 配当割又は株式等譲渡所得割に係る還付が発生した場合の充当規定の整備</p> <p>配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除において、区民税の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、区は、一定の場合において、これらの控除することができなかった金額を、その年度分の個人の都民税又は区民税に充当するものとする。 (区税条例第21条の2・地方税法第314条の8)</p>	平成19年4月1日	—									
	<p>5 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る課税の特例の創設</p> <p>条約相手国との間で課税上の取扱いの異なる投資事業組合等の事業体を通じて利子や配当の支払がある場合において、条約の適用により、住民税の一部又は全部の特別徴収ができなかったときは、当該利子又は配当の支払を受けた者に対して申告義務を課し、所得割を課税すること等とする。 (区税条例附則第14条の4・租税条約実施特例法第3条の2の2)</p>	公布の日。 ただし、地方税法の一部改正に伴う規定の整備は、平成19年4月1日又は平成20年4月1日からそれぞれ施行する。	—									
	<p>6 定率減税の廃止</p> <p>平成18年度分をもって、定率による税額控除(所得割額の7.5%に相当する額、当該金額が2万円を超える場合は2万円)を廃止する。 (区税条例附則第15条・地方税法附則第40条)</p>	平成19年4月1日	—									
特別区 たばこ 税	<p>たばこ税の税率の改正</p> <p>たばこ税の税率を、平成18年7月1日以後に売渡し等が行われる製造たばこに限り、1,000本につき321円引き上げることとし、旧3級品の紙巻たばこに係る税率を1,000本につき152円引き上げることとする。</p> <table border="0" data-bbox="239 1478 957 1635"> <tr> <td>1,000本につき</td> <td>旧3級品以外</td> <td>旧3級品</td> </tr> <tr> <td><改正案></td> <td>3,298円</td> <td>1,564円</td> </tr> <tr> <td><現行></td> <td>2,977円</td> <td>1,412円</td> </tr> </table> <p>(区税条例第51条及び附則第6条の2・地方税法第468条及び附則第30条の2)</p>	1,000本につき	旧3級品以外	旧3級品	<改正案>	3,298円	1,564円	<現行>	2,977円	1,412円	平成18年7月1日	平成18年7月1日から適用
1,000本につき	旧3級品以外	旧3級品										
<改正案>	3,298円	1,564円										
<現行>	2,977円	1,412円										